

郡上特別支援学校講師自死事案に係る処分と再発防止に向けた取組み

平成30年1月29日

岐阜県教育委員会

1 事案の経過

平成25年5月22日	岐阜県立郡上特別支援学校講師が自死
平成25年7月25日	遺族と面談（教育委員会に自死の原因調査を要望）
平成25年9月11日	遺族への回答文書の送付
平成28年1月27日	公務災害認定請求書の提出
平成29年3月31日	公務災害に認定
平成29年4月末	教育委員会による内部調査開始
平成29年7月27日	遺族への個人情報開示決定
平成29年9月28日	遺族への個人情報開示決定（追加分）
平成29年11月1日	弁護士による第三者調査の開始
平成29年12月28日	弁護士による調査報告書の提出

※この間の遺族からの申入れ

…平成29年4月28日、7月19日、8月17日、10月16日

2 問題点

(1) 郡上特別支援学校における対応

①自死に至る問題点

ア 過重な業務

- ・亡くなられた講師が精神的負荷のかかる時間外勤務や過重な業務を行っていたこと。

イ 直属の上司からの不適切な指導

- ・過去のミスを繰り返し指摘するなどの不適切な指導が行われていたこと。
- ・自死前日の夜に電話で、同僚職員に必要な謝罪を要求するなど理不尽な叱責があったこと。

ウ 管理職（校長、教頭、部主事）の管理が不十分

- ・時間外勤務の実態把握や業務内容の把握が不十分であったこと。
- ・講師に対する支援や指導が不十分であったこと。
- ・不適切な指導を行っていた上司への指導が不十分であったこと。

②自死後の対応

ア 教育委員会への報告懈怠

- ・校長及び教頭が、講師の自死した背景と原因について、調査したにもかかわらず、教育委員会へ報告しなかったこと。

イ 業務引継ぎの不十分

- ・校長が後任の校長に対して業務引継ぎを文書で行わず、本事案について十分な説明をすることもなかったこと。

(2) 教育委員会における対応

①調査が不十分であったこと

ア 公務災害認定前（H25～H28）

- ・自死直後から、平成29年3月31日に公務災害認定がされるまで、自死の原因について十分な調査をしなかったこと。

イ 公務災害認定後（H29）

- ・平成29年4月末頃から、本事案に関する内部調査を開始したが、調査の公平性に問題があったことに加え、平成29年10月まで約半年を経過しても調査を完了することができなかったこと。

②遺族への対応が不誠実であったこと

ア 不誠実な回答文書の送付

- ・平成25年7月の遺族との面談において、遺族からの調査要望に回答するとしながら、遺族から指摘のあった自死の原因について触れていない回答文書を平成25年9月に送付したこと。

イ 開示すべき文書の特定漏れ

- ・遺族からの個人情報開示請求に対して、平成29年7月及び同年9月の決定において、文書の管理や文書の検索が不十分であったこと等により開示しなければならぬ文書の特定漏れが複数あったこと。

③法令等に基づかない事務処理

ア 教育長への報告・決裁処理の懈怠

- ・平成25年7月に遺族と面談した結果や、平成25年9月の遺族への回答文書、平成28年3月の公務災害認定請求に任命権者意見を付すことのいずれについても教育長への報告又は決裁を怠った。

イ 法令等の確認不足

- ・条例の規定の適用を誤り、本来支給されるはずだった退職手当を不支給としていたこと。
- ・平成25年7月の遺族との面談において、「補償の有無」を確認されたにもかかわらず、制度の理解が不十分なため公務災害補償の手続きを教示しなかったこと。

ウ 命令違反

- ・教育長から、弁護士による第三者調査に協力するため、本事案の関連文書を提出するよう命じられたにもかかわらず、自席の引出し内等に文書を保有したまま提出しなかったこと。

3 責任と処分

別紙のとおり

4 今後の再発防止に向けた取り組み

(1) 危機管理・コンプライアンス向上のための体制の整備

○「教育管理課」(仮称)の新設

- ・教育委員会の情報公開や法令遵守に係る取組みのチェック
- ・文書管理・法令遵守等に係る巡回指導の実施
- ・苦情やトラブル情報の集約、フォローアップシステムの導入
- ・教育長決裁区分をより客観的に判断できるよう事務決裁規程を見直し
- ・「教職員の働き方改革プラン」等の施策の実効化に向けた確実な進捗管理

○ハラスメント、過労死等の疑いのある個別重大事案を調査・審議する第三者機関の設置

○弁護士による、ハラスメント、過労死等相談窓口の新設

○適正な労務管理を図る「県立学校教員出退勤管理システム」の導入

○教職員個々の所掌業務の全容が把握できる分掌表の導入

○特別支援学校の講師比率の改善に向けた教員採用枠の拡大

(2) 徹底した職員の意識改革

○職員研修の充実

- ・全ての校長や事務局管理職等を対象に、コンプライアンスやマネジメント（メンタルヘルスやハラスメント防止、労務管理等）に係る研修を新たに実施
- ・全ての教職員を対象に本事案を題材とした職場研修を実施
- ・新任講師に対する研修の充実

(3) 郡上特別支援学校固有の課題への対応

○現行の2校舎体制での職員負担の軽減

- ・那比校舎への事務職員の配置や公用車の配備
- ・スクールバスの増車による効率的な運用

○校舎統合に向けた課題整理と関係者との調整の推進

郡上特別支援学校講師自死事案に係る関係者への処分

当時の所属	主たる責任	処分の内容
H25 講師自死事案発生時: 郡上特別支援学校		
教諭	・ 前日の理不尽な叱責を含む不適切な指導を行ったこと	減給1/10 3月
校長	・ 講師への支援・指導や教諭への指導の点で管理が不十分であったこと ・ 事案の十分な調査をせず、県教育委員会への報告が不十分であったこと ・ 後任の校長に対して、業務引継ぎを文書によって行わなかったこと	減給1/10 3月 【相当】
教頭	・ 講師への支援・指導や教諭への指導の点で管理が不十分であったこと ・ 校長の調査報告につき、校長を助け協力することが十分でなかったこと	減給1/10 3月
部主事	・ 講師への支援・指導や教諭への指導の点で管理が不十分であったこと	減給1/10 1月
H25同事案発生時: 教職員課		
課長	・ 事案の調査を十分に行わず、教育長への報告を行わなかったこと ・ 遺族に対し不誠実な回答文書を決裁することなく送付することを了解したこと ・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（専決） ・ 地方公務員災害補償制度の教示をしなかったこと	減給1/10 2月
総括	・ 事案の調査を十分に行わず、教育長への報告を行わなかったこと ・ 遺族に対し不誠実な回答文書を決裁することなく送付したこと ・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（回議） ・ 地方公務員災害補償制度の教示をしなかったこと	減給1/10 2月
課長補佐	・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（起案）	訓告
総括管理監	・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（回議）	嚴重注意
係長	・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（審査）	訓告
主任		訓告

関係者	主たる責任	処分の内容
H27公務災害任命権者意見等対応:教職員課		
課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の調査を十分に行わなかったこと ・ 部下職員に教育長決裁とするよう指示する等を怠ったこと 	戒告
福利厚生室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者意見を教育長決裁とせずに室長専決としたこと 	戒告
H29個人情報開示請求への対応:教職員課・教育総務課 H29年4月以降の調査対応 :教育総務課		
教職員課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと ・ 関連文書の提出命令に対し提出が遅延したこと 	減給1/10 1月
教職員課 総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと ・ 関連文書の提出命令に対し提出が遅延したこと 	減給1/10 1月
教育総務課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な調査を行わなかったこと ・ 個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと 	戒告
教育総務課 係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと 	訓告
教育総務課 主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと 	嚴重注意
次長級以上の職員		
教育次長H25～H27 (退職者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の調査・報告を十分にしなかったこと ・ 遺族に対し決裁せずに不誠実な回答文書を送付することを了解したこと 	減給1/10 1月 【相当】
教育次長H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の調査・報告を十分にしなかったこと 	訓告
教育次長H26 副教育長H27 (退職者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の調査・報告を十分にしなかったこと ・ 公務災害任命権者意見について部下職員に教育長決裁とするよう指示する等を怠ったこと 	戒告 【相当】
副教育長H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月以降に十分な調査を行わなかったこと 	戒告
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事案全体に係る管理監督責任 	条例による 給料減額 15/100 2月